

[事案 2019-134] 新契約無効請求

・令和2年9月9日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年3月に銀行を募集代理店として契約した変額個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料から解約返戻金および既払年金を控除した差額を返還してほしい。

- (1)貯金にしてほしいと希望したのに、自分が知らないうちに生命保険に加入させられていた。
- (2)リスクの説明を募集人から全く受けていない。
- (3)パンフレット、申込書類、意向確認書兼適合性確認書等の控えを一切受領していない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集代理店の渉外部長も同席のうえ、申立人および被保険者である申立人の子に対して、パンフレット等を使用して本契約の商品内容を説明し、申込手続を行った。
- (2)申立人が高齢者であることに鑑み、家族の同席を求め、更に商品提案当日の申込みを希望したため、代理店内における必要な手続を経て申込手続を行った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人の子、ならびに募集人および渉外部長に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足により本契約を貯金と考えていたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。